

#### 4.1.2.3 環境保全措置の検討

##### (1) 環境保全措置の検討項目

環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がない又は小さいと判断される場合以外に行う。

予測の結果から、建設機械の稼働に係る騒音のうち、西畑瀬代替地、須田地区、鷹ノ羽地区、菖蒲地区及び大野代替地において、影響はない又は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目とはしない。また、工事用車両の運行に係る騒音については、影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目とはしない。

騒音について、環境保全措置を検討する項目を表 4.1.2-14 に示す。

表 4.1.2-14 環境保全措置の検討項目

項目	予測結果の概要	環境保全措置 の検討
		工事の実施
建設機械の稼働に係る騒音	建設機械の稼働に係る騒音は、古湯地区において、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準値を上回ると予測されることから、影響があると考えられる。	
	建設機械の稼働に係る騒音は、西畑瀬代替地、須田地区、鷹ノ羽地区、菖蒲地区及び大野代替地においては、特性建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準値を下回ると予測されることから、影響は小さいと考えられる。	-
工事用車両の運行に係る騒音	工事用車両の運行に係る騒音は、大野代替地において、自動車騒音の要請限度及び騒音に係る環境基準を下回り、影響は小さいと考えられる。	-

注)1. - :影響がない又は小さいと判断される場合以外に該当するため、環境保全措置の検討を行う。

2. - :影響がない又は小さいと判断されるため、環境保全措置の検討を行わない。

## (2) 工事の実施における環境保全措置

### 1) 環境保全措置の検討結果の検証及び整理

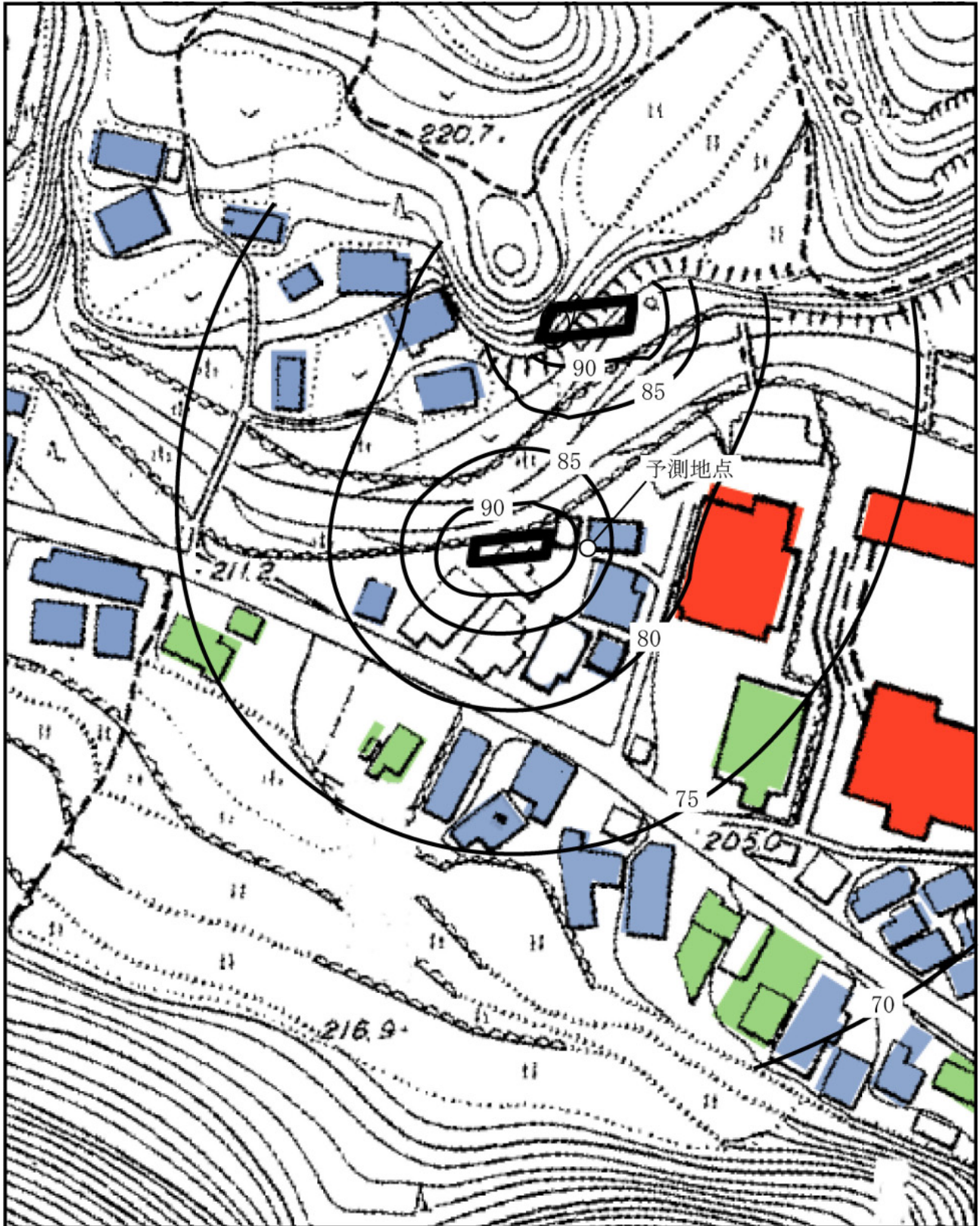
古湯地区の橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)の工事においては、騒音レベル ( $L_{A5}$ ) が規制基準値 85dB を上回ると予測される。

このため、これらの影響に対して、事業者の実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

工事の実施における、環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果を表 4.1.2-15 に示す。

表 4.1.2-15 工事の実施における環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

項目		建設機械の稼働に係る騒音
環境影響		橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)の工事により、古湯地区の生活環境に変化が生ずる。
環境保全措置の方針		遮音壁を設置することにより、古湯地区の生活環境の保全を図る。
環境保全措置案		a. 遮音壁の設置
環境保全措置の 実施の内容	実施主体	事業者
	実施方法	橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)周辺の状況を考慮し、遮音壁を設置する。
	実施期間	橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)の工事期間中
	実施範囲	橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)周辺
	実施条件	遮音壁を確実に設置する。
環境保全措置を講じた後の環境の変化		橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)周辺に遮音壁が出現する。
環境保全措置の効果		橋台工 1(付替国道 323 号第 2 号橋)周辺の騒音レベルの状況は図 4.1.2-11 に示すとおりであり、環境保全措置実施後に騒音レベルが約 5dB 程度下がる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		遮音壁を設置することから、不確実性の程度は小さい。
環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響		他の環境要素への影響は想定されない。
環境保全措置の課題		特になし。
検証の結果		実施する 環境保全措置案の a 案については、騒音レベルが低減されることから古湯地区の生活環境への影響はできる限り回避・低減されていると考えられる。



凡 例

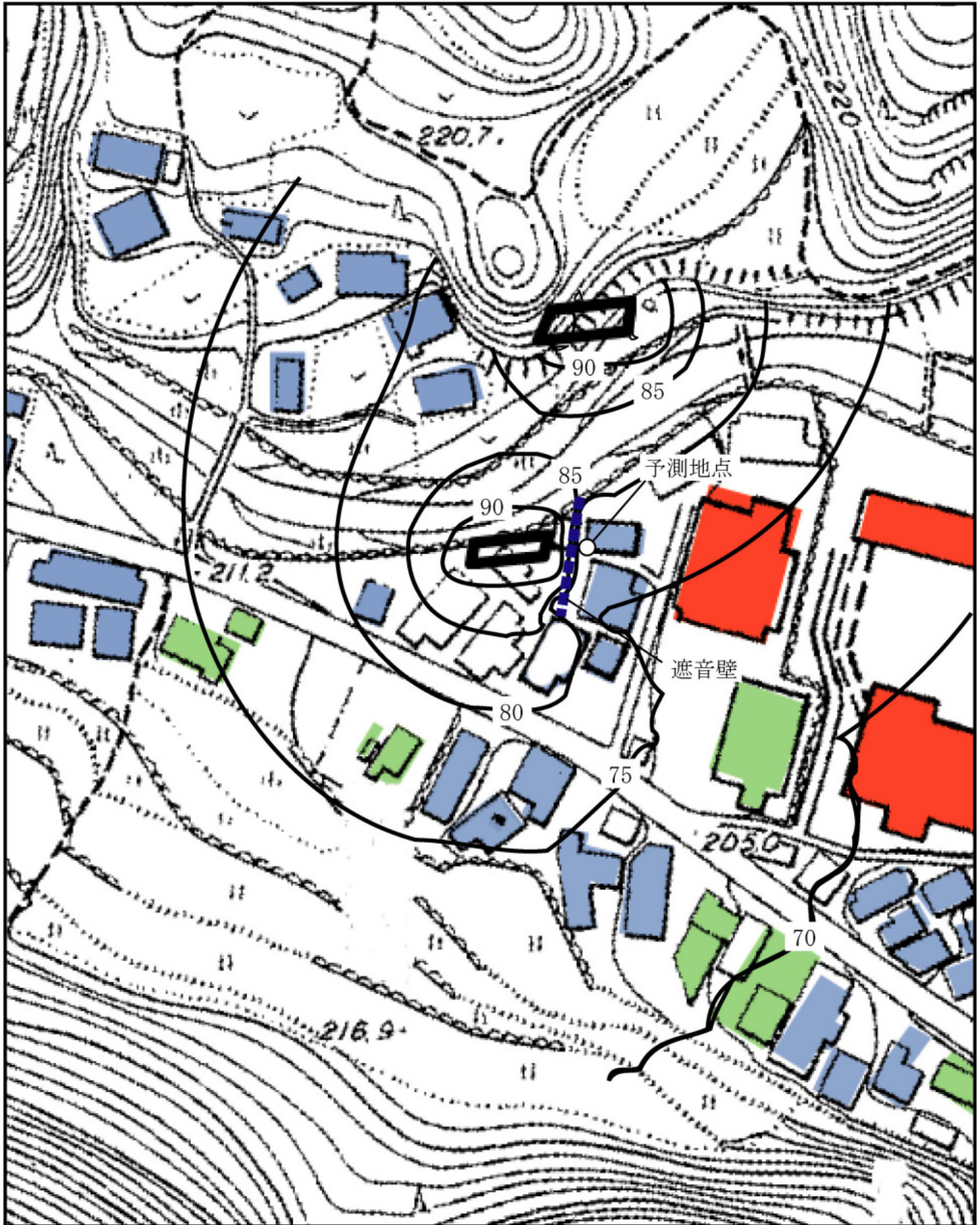
- : 民家
- : 学校、旅館
- : 事業所
- : ユニット(橋台工1 (RC躯体))

単位 : dB (L<sub>A5</sub>)



図4.1.2-11(1)  
橋台工1(付替国道323号第2号  
橋)周辺の騒音レベル  
(環境保全措置実施前)





凡 例

- : 民家
- : 学校、旅館
- : 事業所
- : ユニット (橋台工1 (RC躯体))
- : 遮音壁

単位 : dB (L<sub>A5</sub>)

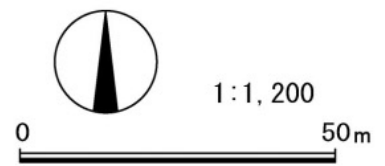


図4.1.2-11 (2)  
橋台工1 (付替国道323号第2号  
橋) 周辺の騒音レベル  
(環境保全措置実施後)

### (3) 環境保全措置の検討結果

#### 1) 工事の実施における環境保全措置

環境保全措置の検討の結果、騒音に対して表 4.1.2-15 に示す環境保全措置を講じる。

表 4.1.2-15 工事の実施における環境保全措置

項目	環境影響	環境保全への取り組みの方針	環境保全への取り組み	環境保全への取り組みの効果
騒音	古湯地区の付替国道 323 号第 2 号橋の工事に伴う建設機械の稼働に係る騒音により、生活環境に変化が生ずると考えられる。	付替国道 323 号第 2 号橋の周辺に遮音壁を設置することにより、古湯地区の付替国道 323 号第 2 号橋の工事に伴う建設機械の稼働に係る騒音レベルを低減する。	遮音壁の設置 ・古湯地区の付替国道 323 号第 2 号橋の周辺に遮音壁を設置する。	遮音壁を設置することにより、古湯地区の付替国道 323 号第 2 号橋の工事に伴う建設機械の稼働に係る騒音レベルが低減し、古湯地区の生活環境の変化が低減することから、事業者の実行可能な範囲内で環境への影響はできる限り回避・低減されていると考えられる。

#### (4) 配慮事項

以下に示す内容については、工事の実施における配慮事項として、影響の程度に関わらず、新たに又は継続して実施する。

- ・ 工事用車両の一般道路の通行規制を行う。
- ・ 建設機械の複合同時稼働・高負荷稼働を回避する。
- ・ 低騒音型建設機械を使用する。
- ・ アイドリングストップを行う。
- ・ 防音シート等を設置する。

#### 4.1.2.4 評価の結果

騒音については、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に係る騒音について調査、予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行った。これにより、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると判断する。

【引用・参考文献】

- 1) ダム事業における環境影響評価の考え方(河川事業環境影響評価研究会 平成 12 年 3 月)
- 2) 道路環境影響評価の技術手法 第 2 巻(財団法人道路環境研究所 平成 12 年 11 月)
- 3) 道路交通騒音の新たな予測手法 “ ASJ Model 1998 ” (社団法人日本音響学会 1999 年 5 月)